

山内委員と横山委員からは、月齢見直しの諮問は米国産牛肉輸入に関連したものと受け止められるとの発言がそれぞれあった。これに対して、厚生労働省は科学的合理性の確保であると回答した。米国産牛肉輸入の問題に関して、寺田委員長から、この問題は別件としてとりあげる予定との追加発言がなされた。

②トレーサビリティ

北本委員から、トレーサビリティには牛を育てる過程に加えて、処理過程としてピッシングの有無を含めることが、消費者とのコミュニケーションを図る手段として役立つこと、さらにこれをピッシング廃止の方向につなげるよう検討してほしいとの要望があった。これに対して農林水産省から、厚生労働省と連携して今後の検討課題にしたい旨の回答があった。

③飼料規制

吉川座長と山内委員から、肉骨粉の使用規制措置が行われた後の飼料流通の実態について調査する必要性が指摘された。

④ SRM 除去とピッシング

山内委員から SRM 管理の改善の具体的な内容を示すこと、山内および北本委員からピッシング廃止の具体的目標を示すことが要望された

1. 3 審議の基本方針

我が国における BSE 対策は①BSE 汚染実態の把握（アクティブ・サーベイランス）、②農場における牛の間でのまん延防止（飼料規制）、③農場における生産履歴の管理（トレーサビリティ・システム）、④屠畜場におけるリスク低減措置（BSE 検査による感染牛の排除、特定危険部位（SRM）の除去、安全など畜解体法）から成り立っている。審議にあたっては、これらの対策の実効性を検証し、総合的な判断を行うこととする。

具体的な審議の方針としては、以下の点が確認された。

- ①月齢見直しの事項は、2001 年 10 月の飼料規制から 1 年半以上経過した、2003 年 7 月以降に生まれた牛についてのリスク評価ととらえる。
- ②月齢見直しに伴うリスクの変動の検討は、定性的リスク評価、定量的リスク評価の 2 通りによる評価を試みる。
- ③定量的リスク評価では、これまでに得られている科学的事実を整理した上で、評価モデルを作成して検討する。その際に、評価における問題点、評価の限界などを明記し、得られた数字が一人歩きをしない配慮が必要である。
- ④リスク評価の結果は見解にまとめる。この見解には複数併記もありうる。
- ⑤消費者の信頼を確保するために、リスク・コミュニケーションで提起された問題点を

検討し、リスク評価にもとづく見解に反映させる努力が必要である。これは、従来のリスク管理機関の審議会での諮問事項に対する答申方式とは異なり、初めて食品安全委員会が取り組む重要な課題であることを認識しなければならない。

2 リスク評価に関する基本的考え方

月齢の線引きによる人への感染リスクの変化は、図1のモデルにしたがって、飼料規制、BSE 検査、SRM 除去、と畜解体法の改善などのリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定する。

リスク評価には基本的に定性的手段と定量的手段の2つがある。しかし、科学的に不明な点が多いBSEでのリスク評価のほとんどは定性的手段に依存している。また、定量的手段でも比較的単純なモデルを利用している。たとえば、EUにおけるリスク評価では、ゼラチンや動物性油脂のように実験的データが得られたもの以外は、定性的評価が行われている。地理的BSEリスク評価に関しては、輸入生体牛及び輸入肉骨粉等に由来する侵入リスクについて定量的評価が、国内でのBSEプリオン増幅については定性的評価がそれぞれ行われている。

定量的リスク評価は、客観的手段として望ましいが、BSEの場合、科学的データがきわめて限られているために、国際的に受け入れられているモデルはできていない。したがって、定量的リスク評価は一定の前提条件のもとに行われる試算という点を認識しなければならない。この場合、前提条件を用いた推計学的手法、問題点などを明示することが必要である。

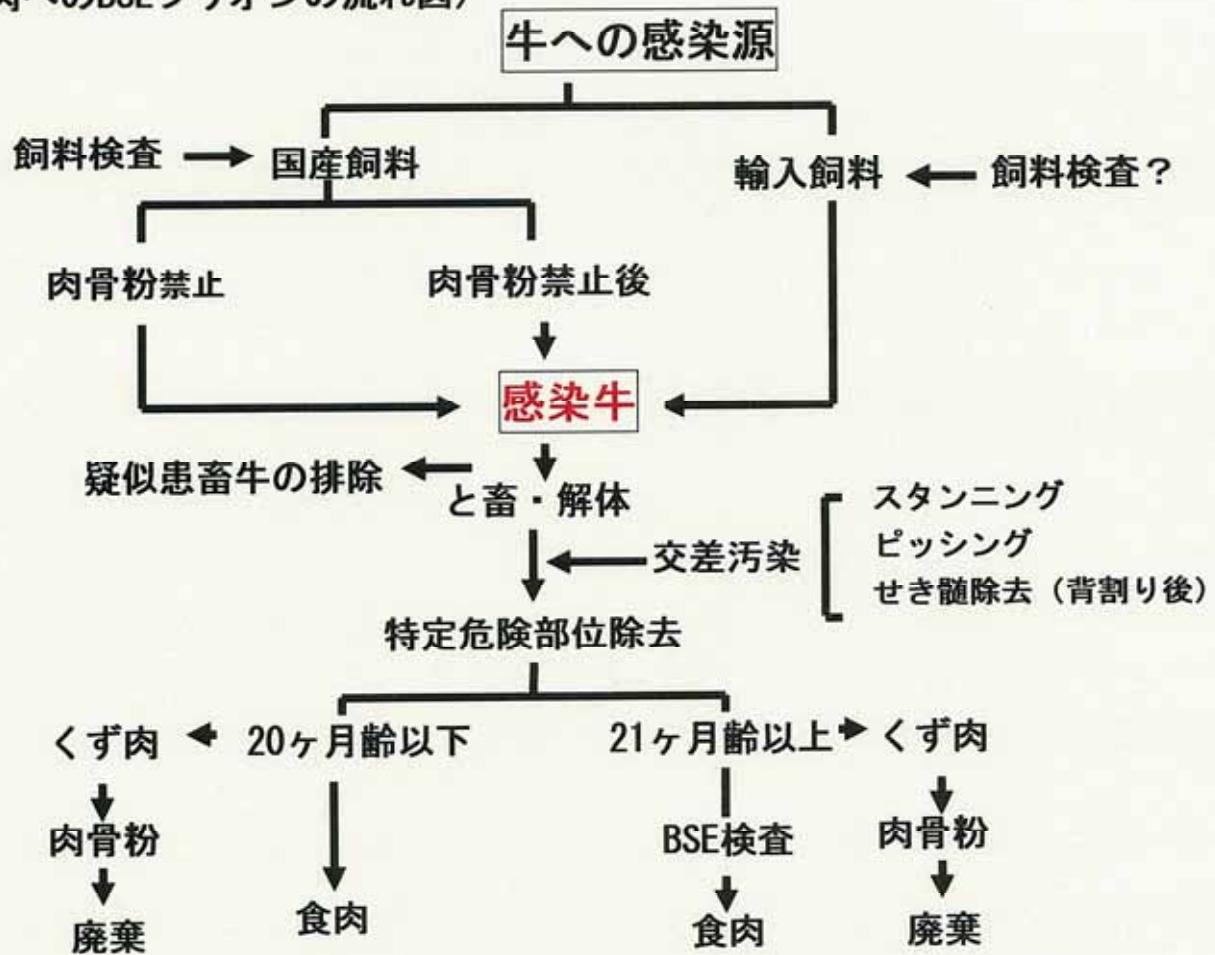
本委員会では定量的リスク評価を行う場合、人への感染源となるBSEプリオン量の面から推測する暴露リスクの検討と、BSE検査とSRM除去によるリスク低減効果の確率論による検討の両面から行うこととする。

(我が国におけるBSE汚染状況において、BSE検査及びSRM除去に関するリスク低減効果によって食肉がBSEプリオンに汚染されるリスクについて、汚染率と汚染量の両面から検討を行うこととする。)

2. 1 考え方のモデル

図1：リスク評価に関する基本的考え方（モデル）

(食肉へのBSEプリオンの流れ図)



2. 2 主な論点

①飼料規制の実効性

BSE 発生国からの生体牛は、その発生が確認される都度、輸入停止措置がとられてきている。肉骨粉については、2001年10月以後は輸入停止になっている⁴⁾。国内で製造される配合飼料の原料となる飼料穀物等濃厚飼料の90%は輸入に依存している⁵⁾。輸入飼料の大部分は、穀物等の単体飼料であるが、一部、海外で製造された配混合飼料が輸入されている⁶⁾(国内使用量の約0.5%以下)。輸出国におけるBSE汚染の実態は不明であり、肉骨粉の混入した配混合飼料の輸入を防止しうるか否かに関しては、予断を許すことはできない。今後、輸入業者の届出義務に、原料の届出義務を追加する措置をこれから実施することになっている⁷⁾。したがって、海外で製造され輸入される配混合飼料のリスクについては、低いと推測されるものの、実効性については不明である。

一方、国内で生産される飼料に関しては化製場における肉骨粉製造ラインの分離⁸⁾、配合飼料工場における対象畜種の特化、あるいは製造工程のライン分離⁹⁾が進んでおり、リス

ク回避の効果はある程度評価できる。また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づき、配合飼料の中への動物性たん白質の混入は、禁止されている⁹⁾。さらに、規制の遵守状況を監視するため、工場の立入検査も行っている^{10)、11)}。

2001 年の規制以前に生産された汚染飼料がなくなる見通しに関しては、化製場での回転が 2、3 日、製造工程での回転が 1 ヶ月、農家での滞留が 3 ヶ月くらいであること¹²⁾を勘案すると、6 ヶ月以上かかる可能性を考える必要がある。しかし、今回検査月齢線引きの対象となる 20 ヶ月齢以下の牛が生まれたのは 2003 年 7 月以降になるため、規制以前の飼料が与えられた可能性は低いと推測される。

他方、国内で生産された飼料に関しては、限られた数ではあるが飼料中の肉骨粉混入検査がなされており¹⁰⁾（2001 年 10 月から 2004 年 3 月末までに 724 件検査）、この立入検査で肉骨粉が検出された例は、1 例¹³⁾（2005 年 2 月にチキンミールを使用した鶏・豚用飼料と牛用飼料を同一の製造ラインで製造している配合飼料工場において、牛用飼料から家きん由来たん白質が検出された）を除き、これまでにないため、飼料の監視はある程度できていると考えている。しかし、検査には技術的限界があるため法令の遵守指導に重点を置いており、業者の届出を確認することにしている⁷⁾。

トレーサビリティ制度については 2003 年 12 月に生産段階で義務づけられ、2004 年 12 月から流通段階でも義務づけられた^{7)、14)}。生産段階の実効性に関しては、BSE 疑似患畜* の特定・排除などに効力を発揮している。流通段階の実効性についての検証はこれからの課題である。

*「疑似患畜牛」の定義：

- ・1 歳になるまでの間に、生後 12 ヶ月以内の患畜と同居したことがあり、患畜と同じ飼料を給与された牛。
- ・患畜が発病する（BSE と診断される）前 2 年以内及び発病後に患畜から生まれた産子。

②BSE 検査

リスク牛（死亡牛、中枢神経症状を呈する牛）の検査は、我が国における BSE の浸潤状況を把握することを目的として、1996 年 4 月から病勢鑑定に供される牛を対象に開始され、2001 年 10 月からは臨床症状を呈した牛のみならず、24 ヶ月齢以上の死亡牛を対象に加え、2004 年 4 月からは、検査施設の整備が全都道府県で完了したことから、24 ヶ月齢以上のすべての牛を対象として完全実施された^{7)、15)}。1996 年 4 月から 2005 年 1 月末までに 140,196 頭が検査され、4 頭の BSE 検査陽性牛が摘発された¹⁵⁾（死亡牛 3 頭と BSE アクティプサーベイランスで摘発した国内 1 例目の 1 頭）。死亡牛の検査体制の構築が遅れたことにより、我が国の BSE 汚染状況の正確な把握が困難となり、結果的に今回のリスク評価に大きな影響を与えた。

若齢牛での陽性例については、BSE 検査での全陽性頭数が少ないため、現時点で傾向を読むことは難しいが、と畜場検査で 11 例中 2 例の陽性率は無視できない。BSE プリオンの

体内分布は均一ではないため、高濃度に BSE プリオンが含まれている組織が飼料に混入すれば、若齢牛での陽性例は起こりうる。

検査法の感度の増加による若齢陽性牛の摘発の可能性については国内で開発研究が進展している。また国外ではプロテネース K を使用しない検査法や BSE プリオンたん白質に特異的なモノクローナル抗体による検査法も開発されており、今後も若齢陽性牛の摘発される可能性が考えられる。

③SRM 除去

SRM は、舌と頬肉を除く牛の頭部で脳、眼球、扁桃が含まれ、また、せき髄、回腸遠位部(盲腸から 2 メートルまでの部分)と定義され、2001 年 10 月からと畜解体時に除去することが義務づけられている。また、2004 年 2 月 16 日から、BSE 発生国の背根神経節を含むせき柱の食品使用等が禁止された。SRM 除去の遵守状況に関して、厚生労働省は全国的アンケート調査を 1 回行っている¹⁶⁾。その結果、衛生標準作業手順 (SSOP : Sanitary Standard Operation Procedure) の作成、遵守については、ほぼ 9 割のと畜場で行われており¹⁷⁾、リスク回避についてはある程度有効と考えられる。

厚生労働省の今後の方針によると、SSOP 及び確認法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前のせき髄吸引除去の有無、SRM の焼却方法、背割り後のせき髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的調査を行い、その結果を公表し、これまで不定期検査であったのを年 2 回の定期検査に変更することとなっている¹⁸⁾。しかし、確実な SRM 除去が担保されるのは時間を要すると考える。

④ピッキング

ピッキング（と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること）は現在 70% のと畜場で行われている（と畜数で推定 80%）¹⁷⁾。厚生労働省では具体的目標を作るための根拠がまだそろえ切れていないため、ピッキング中止の達成目標は示されていない。海外の報告¹⁹⁾は、ピッキングに伴うリスクを指摘している。

3 諸問項目に関する評価と見解

3. 1 定性的リスク評価

3. 1. 1 定性的リスク評価の考え方

2003 年 7 月以降生まれの牛における 2005 年 3 月時点での BSE プリオンの蓄積度を感染率、蓄積量を基に推測する。感染率及び蓄積量は可能な限り定量的データに基づくが、結果は定性的に評価する。さらに、その牛がと畜解体された場合の食肉の BSE プリオン汚染度を汚染率、汚染量を基に推測する。これらは生体牛における BSE プリオンの蓄積度と同